

事業報告書等の提出について

- NPO法人は「事業報告書等」を毎年度所轄庁に提出する必要があります。(法第29条)
- 「事業報告書等」は一般に公開される書類です。閲覧は静岡県県民生活課のほか、県及び内閣府のホームページから可能です。
県ホームページ(「ふじのくにNPO」) <https://www.npo-fujinokuni.jp/>
内閣府ホームページ(「NPOポータル」) <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>
- 「事業報告書等」は法人の活動を外部にアピールできる貴重な機会です。一方、決算書類など添付された書類の内容に不備や整合性がとれない部分があるままとなっていたり、未提出は言うまでもなく提出が遅延していた場合には法人の信頼性が損なわれることとなりますので、十分注意してください。

注意!

3年以上にわたって事業報告書等が提出されないときは、NPO法人の設立の認証が取り消されることがあります。

正本1部のみ提出

■提出書類

| | 提出書類 | 提出部数 |
|---|---|------|
| ① | 事業報告書等提出書(様式第6号) | 1 |
| ② | 事業報告書 | 1 |
| ③ | 活動計算書 | 1 |
| ④ | 貸借対照表 | 1 |
| ⑤ | 財産目録 | 1 |
| ⑥ | 年間役員名簿 (前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに役員についての報酬の有無を記載した名簿) | 1 |
| ⑦ | 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 〔氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)、及び住所又は居所を記載した書面〕 | 1 |

※各様式は県ホームページ(「ふじのくにNPO」)からダウンロードできます。

■提出期限

毎事業年度終了後、3か月と1週間以内

※3月31日に事業年度が終了する法人の場合は7月7日までです。

■提出方法

郵送、持参又はメール送付